



山形県公報

令和2年11月19日(木)

号 外 (31)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第789号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和2年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類(通称名MDMB-4en-PINACA)
- (2) 1-[2-メチル-4-(3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル)ピペラジン-1-イル]ブタン-1-オン及びその塩類(通称名2-methyl-AP-237)
- (3) N,N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類(通称名Isotonitazene)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和2年11月20日

令和2年11月19日印刷
令和2年11月19日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県